

令和 6 年 5 月版

おくやみ

届出に必要なもの

- ◇死亡診断書または死体検案書
(用紙は病院に備え付けてあります)

死亡届の届出人

- ① 親族 (配偶者・3親等以内の姻族・6親等以内の血族)
- ② 同居者
- ③ 家主、地主、家屋もしくは土地の管理人
のいずれか

※注意事項

- ・火葬許可証の発行には葬祭場使用料がかかります。
- ・戸籍届出はいつでも可能です。土日祝日及び平日の開庁時間外は時間外窓口 (庁舎北側) にて受け付けます。
- ・戸籍届出の受理後は閲覧やコピーはできません。コピーが必要な場合は事前にご用意ください。

問い合わせ

大野市役所 福井県大野市天神町1-1 TEL:0779-66-1111(代表)

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

大野市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きについて、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成しました。

ご不明な点がございましたら、各担当窓口までお問い合わせください。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

大野市役所 市民生活・統計課 0779-66-1111

事前準備について

大野市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずは以下を確認いただき、来庁の前に準備をお願いします。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点はお問い合わせください。



STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの確認後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものを持参の上、大野市役所へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、次のものは必要になることが多いので、お持ちの上、来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 預貯金通帳（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- ☐ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
※加入者が亡くなると葬祭費が支給されます。以下のものをご用意ください。
・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (33 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(35 ページ参照)
4か月以内			○所得税の準確定申告 (36 ページ参照)
10か月以内		○遺産分割協議 (35 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (36 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

大野市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方をうしない大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	亡くなられた方の住民票の除票が必要	P.7
	☐	亡くなられた方の戸籍が必要	
	☐	印鑑登録をしていた	P.8
	☐	マイナンバーカードまたは通知カードを持っていた	
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.9
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.10
年金	☐	国民年金に加入または受給していた	P.11
	☐	国民年金を受給していた	
	☐	厚生年金に加入または受給していた	P.12
	☐	共済年金に加入または受給していた	P.13
	☐	農業者年金に加入または受給していた	
税金	☐	市税の納付が済んでいない	P.14
	☐	市民税が課税されていた	
	☐	固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)	P.15
	☐	固定資産を持っていた(登記のない建物)	
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.16
介護保険	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P.17
	☐	高額介護等サービスを利用していた	
福祉(障がい)	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.18
	☐	障害児福祉手当を受給していた	
	☐	特別障害者手当を受給していた	
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.19

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉（障がい）	☐	重症心身障害児（者）福祉手当を受給していた	P.20
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	
	☐	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）	P.21
	☐	重度障害者医療費の助成を受けていた	P.22
	☐	福祉タクシー券を利用していた	
	☐	児童通所施設を利用していた	P.23
	☐	障害福祉サービスを利用していた	
	☐	地域生活支援サービスを利用していた	P.24
子ども	☐	児童手当を受給していた	P.25
	☐	児童扶養手当を受給していた	
	☐	子ども医療費助成受給者証を交付されていた	P.26
	☐	ひとり親家庭等医療費等助成受給者証を交付されていた	
	☐	養育医療受給者証を交付されていた	
上下水道	☐	水道、市営の簡易水道、公共下水道を契約していた	P.27
	☐	一人暮らしで農業集落排水を使用していた	
	☐	下水道事業受益者負担金を納付中であった、猶予を受けていた	P.28
	☐	水道、市営の簡易水道、公共下水道、下水道事業受益者負担金を口座振替で納付中の方	
その他	☐	家財整理をしたい	P.29
	☐	農地を持っていた	
	☐	林地を持っていた	P.30
	☐	住宅が空き家になる方	

1. 住民登録に関する手続き

亡くなられた方の住民票の除票が必要

手続き 住民票の交付請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の住民票の除票が必要な場合は市民生活・統計課の窓口でご請求ください。 死亡届の提出の翌日から発行可能です。(届出が時間外または閉庁日の場合は翌々開庁日) ※大野市以外で届出をされた場合はお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	同世帯であった方 (それ以外の方は委任状が必要になる場合がありますのでお問い合わせください)
必要なもの	問い合わせ先
☐ 来庁する方の本人確認書類	市民生活・統計課 ☎ 0779-64-4810

亡くなられた方の戸籍が必要

手続き 戸籍謄本(抄本)の交付請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の戸籍謄本(抄本)が必要な場合は市民生活・統計課の窓口でご請求ください。 死亡届の提出の1週間後から発行可能です。(届出が時間外または閉庁日の場合は翌開庁日から起算して1週間後) ※大野市以外で届出をされた場合はお問い合わせください。 ※本籍が大野市外の場合、管轄する市区町村役場での処理が完了するまで2週間程度かかります。詳しくは各市区町村役場までお問い合わせ下さい。	なし
	手続き可能な人
	配偶者または直系の血族 (それ以外の方は委任状が必要になる場合がありますのでお問い合わせください)
必要なもの	問い合わせ先
☐ 来庁する方の本人確認書類	市民生活・統計課 ☎ 0779-64-4810

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。 なお、マイナンバーカードで印鑑登録をしていた場合、返納は不要です。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民生活・統計課 ☎ 0779-64-4810

マイナンバーカードまたは通知カードを持っていた

手続き詳細	期 限
マイナンバーカード及び通知カードの返納は不要です。 なお、相続などの手続きにマイナンバーが必要になる場合がありますので、手続きが終了するまでは保管してください。	なし
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
—	市民生活・統計課 ☎ 0779-64-4810

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、誤使用などを防ぐために被保険者証を回収しています。 ※市役所本庁または和泉地域交流センターに返却が難しい場合は、はきみなどで細かくしてから処分してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
☐ 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証	問い合わせ先 市民生活・統計課 ☎ 0779-64-4810

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険から埋葬料が支給されます。この場合は、国民健康保険からの葬祭費は支給されません。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	手続き可能な人 葬祭執行者
☐ 申請者(葬祭執行者)の本人確認書類 ☐ 葬祭執行者の振込口座のわかるもの(通帳など) ☐ 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書)	問い合わせ先 市民生活・統計課 ☎ 0779-64-4810

手続き③ 高額療養費の振込口座の変更

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に相続人の方の口座に変更する必要があります。	診療日の属する月の翌月の 1日から2年以内
必要なもの	手続き可能な人 相続人
☐ 相続人の方の本人確認書類 ☐ 相続人の方の振込口座のわかるもの(通帳など)	問い合わせ先 市民生活・統計課 ☎ 0779-64-4810

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、誤使用などを防ぐために被保険者証を回収しています。 ※市役所本庁または和泉地域交流センターに返却が難しい場合は、はきみなどで細かくしてから処分してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証	問い合わせ先 市民生活・統計課 ☎ 0779-64-4810

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	手続き可能な人 葬祭執行者
☐ 申請者(葬祭執行者)の本人確認書類 ☐ 葬祭執行者の振込口座のわかるもの(通帳など) ☐ 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書)	問い合わせ先 市民生活・統計課 ☎ 0779-64-4810

手続き③ 高額療養費の振込口座の変更

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に相続人の方の口座に変更する必要があります。	診療日の属する月の翌月の 1日から2年以内
必要なもの	手続き可能な人 相続人
☐ 相続人の方の本人確認書類 ☐ 相続人の方の振込口座のわかるもの(通帳など)	問い合わせ先 市民生活・統計課 ☎ 0779-64-4810

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。	— 手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	市民生活・統計課 ☎ 0779-64-4810

国民年金を受給していた

手続き 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がまだ受け取っていない年金を、その方と生計を同じくしていた遺族の方が受け取ることができます。 ※同世帯以外の方で生計を同じくしていた、または経済的援助をしていた場合は、「生計同一関係に関する申立書」が必要となります。	5 年以内 手続き可能な人 請求者の順位は以下のとおりです。 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他①～⑥以外の3親等内の親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の年金証書 ☐ 亡くなられた方と請求者の関係がわかるもの（戸籍謄本など） ☐ 請求者の振込口座がわかるもの（通帳など） ☐ 請求者の個人番号がわかるもの ☐ 生計同一に関する申立書（同世帯以外の方）	市民生活・統計課 ☎ 0779-64-4810

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、福井年金事務所へお問い合わせください。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	福井年金事務所 ☎ 0776-23-4518

MEMO

3. 年金に関する手続き

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号のわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	—
	手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	各共済組合

農業者年金に加入または受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
加入者または受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日間以内
	手続き可能な人 遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書 ☐ 亡くなられた方と届出者の関係がわかるもの（戸籍謄本など）	農業委員会事務局 ☎ 0779-64-4829

MEMO

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納税通知書	税務課 ☎ 0779-64-4811

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。 振替先の口座を変更する場合は、税務課窓口または金融機関で手続きしてください。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ キャッシュカード 金融機関で申込みする場合は ☐ 口座の届出印 ☐ 口座振替依頼書	税務課 ☎ 0779-64-4811

市民税が課税されていた

手続き 手続きに係る通知先の連絡

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市・県民税及び国民健康保険税に未納や還付がある場合、死亡届などの届出人や世帯主に対して今後の手続きに係る通知を送付します。あらかじめ通知先の指定がある場合は税務課までご連絡ください。	相当な期間（概ね3か月）
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類	税務課 ☎ 0779-64-4811

4. 税金に関する手続き

固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定をする届出になります。 ※所有権移転登記が済んでいる方は、税務課への届出は不要です。 ※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局での手続きをお願いします。	相続が発生した年内 ※郵送で相続人代表者指定届が届いた方は約2週間以内
	手続き可能な人 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
【法定相続人の方が相続される場合】 ☐ 原則不要 【法定相続人以外の方が相続される場合】 ☐ 遺言書の写しなど	税務課 ☎ 0779-64-4811

固定資産を持っていた（登記のない建物）

手続き 固定資産賦課名義変更申告書の提出

手続き詳細	期 限
登記のない建物の所有者が亡くなられた場合、新たに所有者となる方を相続人の中から指定する届出になります。	相続が発生した年内 ※郵送で賦課名義変更申告書が届いた方は約2週間以内
	手続き可能な人 新たに所有者となる方
必要なもの	問い合わせ先
【法定相続人の方が相続される場合】 ☐ 原則不要 【法定相続人以外の方が相続される場合】 ☐ 遺言書の写しなど	税務課 ☎ 0779-64-4811

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	亡くなられた日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ ナンバープレート ☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など）亡くなられた方と相続人が同居の家族であった場合は不要 ☐ 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0779-64-4811

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から15日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など）亡くなられた方と相続人が同居の家族であった場合は不要 ☐ 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0779-64-4811

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き① 保険証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却または破棄してください。介護保険負担割合証および介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証	健康長寿課 ☎ 0779-65-7333

手続き② 介護保険料の還付先口座の変更

手続き詳細	期 限
介護保険料の還付がある可能性がありますので、還付先口座を変更してください。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の方の通帳	健康長寿課 ☎ 0779-65-7333

高額介護等サービスを利用していた

手続き 高額介護等サービス費の振込先の変更

手続き詳細	期 限
高額介護等サービス費の振込がある可能性がありますので、振込先口座を変更してください。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の方の通帳	健康長寿課 ☎ 0779-65-7333

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を持っていた場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	福祉課 ☎ 0779-64-5142

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届兼未払分請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 ☎ 0779-64-5142

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届兼未払分請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 ☎ 0779-64-5142

6. 福祉（障がい）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【受給者（保護者）が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還
(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた受給者（保護者）の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し ☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し	福祉課 ☎ 0779-64-5142

【対象となる児童が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、
特別児童扶養手当証書の返還（未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象となる児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 特別児童扶養手当証書	福祉課 ☎ 0779-64-5142

重症心身障害児（者）福祉手当を受給していた

手続き 重症心身障害児（者）福祉手当受給者死亡届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重症心身障害児（者）福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 ☎ 0779-64-5142

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	速やかに
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）	福祉課 ☎ 0779-64-5142

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が掛金を支払っていた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の死亡診断書 ☐ 亡くなられた方の住民票除票 ☐ 年金を受給する方の住民票 ☐ 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	福祉課 ☎ 0779-64-5142

【年金を受給予定だった方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が年金を受給予定だった場合、慰霊金の請求の手続きが必要です。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金加入者または、年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票除票 ☐ 掛金を支払っていた方の住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	福祉課 ☎ 0779-64-5142

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が年金を受給していた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。年金は、受給者が亡くなられた日の属する月まで支給されます。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	相続人または、年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票除票（県外に住民票のある方） ☐ 亡くなられた方の年金証書	福祉課 ☎ 0779-64-5142

重度障害者医療費の助成を受けていた

手続き 重度障害者医療費受給資格者証の返却、口座振替（銀行振込）の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障害者医療費の助成を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。死亡日以降の医療費の振込のために、相続人の振込口座のわかるものが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の重度障害者医療費助成受給資格者証 ☐ 未請求分の医療費領収書 ☐ 相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 ☎ 0779-64-5142

福祉タクシー券を利用していた

手続き 福祉タクシー券の喪失届、未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	福祉課 ☎ 0779-64-5142

6. 福祉（障がい）に関する手続き

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更が必要です。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通所受給者証	福祉課 ☎ 0779-64-5142

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、障害福祉サービス受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	福祉課 ☎ 0779-64-5142

MEMO

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返却または保護者変更が必要です。また、受給している児童が亡くなった場合には地域生活支援サービス受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 地域生活支援サービス受給者証	福祉課 ☎ 0779-64-5142

MEMO

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【受給予定者の場合】 ☐ 健康保険証 ☐ 金融機関の通帳またはキャッシュカード ☐ 本人確認書類 【お子様の場合】 ☐ お子様名義の通帳またはキャッシュカード ※ 受給年度の1月1日に海外に住んでいた場合、別途戸籍の附票が必要となります。	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方 問い合わせ先 こども支援課 ☎ 0779-64-5140

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	14日以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う人の本人確認書類	手続き可能な人 親族など こども支援課 ☎ 0779-64-5140

子ども医療費助成受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返納、返納届提出の手続き

手続き詳細	期 限
子ども医療費助成受給者証を交付していた児童が亡くなった場合、その児童の受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 児童の子ども医療費助成受給者証	こども支援課
☐ 手続きを行う方の本人確認書類	☎ 0779-64-5140

ひとり親家庭等医療費等助成受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返納、返納届提出の手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費等助成受給者証を交付していた方が亡くなった場合、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	【児童が亡くなった場合】児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】家族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなった方のひとり親家庭等医療費等助成受給者証	こども支援課

8. 上下水道に関する手続き

水道、市営の簡易水道、公共下水道を契約していた

手続き 名義変更または休止の手続き

手続き詳細	期 限
契約者（検針票や請求書のあて名の方）が亡くなられた場合は、名義変更をしてください。 また、一人暮らしの契約者が亡くなられた場合で、上下水道を使用しない場合は、休止（閉栓）できます。 なお、帰省の際や家の管理のために上下水道を使用する場合は再度開始（開栓）の手続きが必要となります。	速やかに 手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
☐ 使用者変更届 ☐ 使用等に関する届（休止届）	上下水道課 ☎ 0779-65-7670

一人暮らしで農業集落排水を使用していた

手続き 名義変更または休止の手続き

手続き詳細	期 限
一人暮らしの農業集落排水の使用者が亡くなられた場合は、家屋を管理される方に名義変更をしてください。 また、家屋の電気と水道の契約を解除された場合のみ農業集落排水を休止できます。	速やかに 手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
☐ 排水設備使用者（申請者）変更届 ☐ 排水処理施設使用休止届	上下水道課 ☎ 0779-65-7670

下水道事業受益者負担金を納付中であった、猶予を受けていた

手続き 受益者（納付義務者）の変更の手続き

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中や猶予を受けていた土地の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更をしてください。	速やかに
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
☐ 下水道事業受益者変更届	上下水道課 ☎ 0779-65-7670

水道、市営の簡易水道、公共下水道、下水道事業受益者負担金を口座振替で納付中の方 (地区営の簡易水道使用料、農業集落排水使用料のお支払いに関しては、各組合にお問い合わせください。)

手続き 口座振替停止、口座変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。 振替先の口座を変更する場合は、市内金融機関で手続きをしてください。	速やかに
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
金融機関の手続きは ☐ 口座の届出印 ☐ 口座振替依頼書（金融機関に置いてあります。）	上下水道課 ☎ 0779-65-7670

9. その他の手続き

家財整理をしたい

手続き ごみ処理施設ビュークリーンおくえつへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
ビュークリーンおくえつへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、ビュークリーンおくえつの受付職員に提示してください。 ※一部ビュークリーンおくえつで処分できない物があります。	なし（搬入日当日にお持ちください）
	手続き可能な人 基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 （直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書など）	ビュークリーンおくえつ ☎ 0779-66-6690

農地を持っていた

手続き 農地法第3条の3第1項の届出

手続き詳細	期 限
農地を持っていた方は届け出てください。 ※本手続きは相続登記とは異なるので、法務局での相続登記は別途必要です。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	農業委員会事務局 ☎ 0779-64-4829

林地を持っていた

手続き 森林法第10条の7の2第1項の届出

手続き詳細	期 限
林地を持っていた方は届け出てください。 ※本手続きは相続登記とは異なるので、法務局での相続登記は別途必要です。	所有者となった日から90日以内に届出
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 当該土地の位置を示す地図 ☐ 当該土地の登記事項証明書またはその他の原因を証明する書類	農業林業振興課 ☎ 0779-64-4818

住宅が空き家になる方

手続き 空き家の適正管理

手続き詳細	期 限
相続した空き家及びその敷地内の樹木などの適正管理をお願いします。 空き家の行く末に関する相談や空き家に関する市の支援については、防災防犯課にお問い合わせください。 空き家を相続したら、法務局で登記の手続きをしてください。 その他、相続に関する手続きについては「相続について」の項目を参照してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
空き家相談時に必要なもの ☐ 当該空き家の位置を示す地図 ☐ 当該空き家の登記事項証明書 ☐ その他、相談の際に参考となるもの	防災防犯課 ☎ 0779-64-4800

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
葬祭費の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、葬祭費の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続き先】 故人の勤務先を所管する年金事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
故人の方の個人事業の開業・ 廃業等届出書（廃業届）・ 後継者の方の個人事業の開 業・廃業等届出書（開業届）	事業の開始等の事実があった日から 1か月以内	税務署に提出します。 問い合わせ先 大野税務署 ☎ 0779-66-2180 （自動音声）
個人事業者の死亡届出書 （消費税の課税事業者の方）	速やかに	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書	開設、移転または廃止の事実があった日 から1か月以内	
準確定申告	相続の開始があったことを知った日の翌日 から4か月以内 ※確定申告をしなければならない人が翌年の 1月1日から確定申告期限（原則、翌年3月 15日）までの間に確定申告書を提出しない で死亡した場合、この場合の準確定申告の 期限は、前年分、本年分とも相続の開始が あったことを知った日の翌日から4か月以内	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明書を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬
証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため
事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書・戸
籍謄本または除籍謄本

▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って
改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出し
ます。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、
事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

市民生活・統計課

☎ 0779-64-4810

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	大野警察署 ☎ 0779-65-0110 奥越運転者教育センター ☎ 0779-66-7700
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	☐	故人の住所地を管轄する 健康福祉センター（保健 所）へお問い合わせくだ さい。	奥越健康福祉センター （保健所） ☎ 0779-66-2076
被爆者健康手帳を持っている	☐		
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 大野税務署 ☎ 0779-66-2180
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	福井地方法務局 ☎ 0776-22-5090

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		
			☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

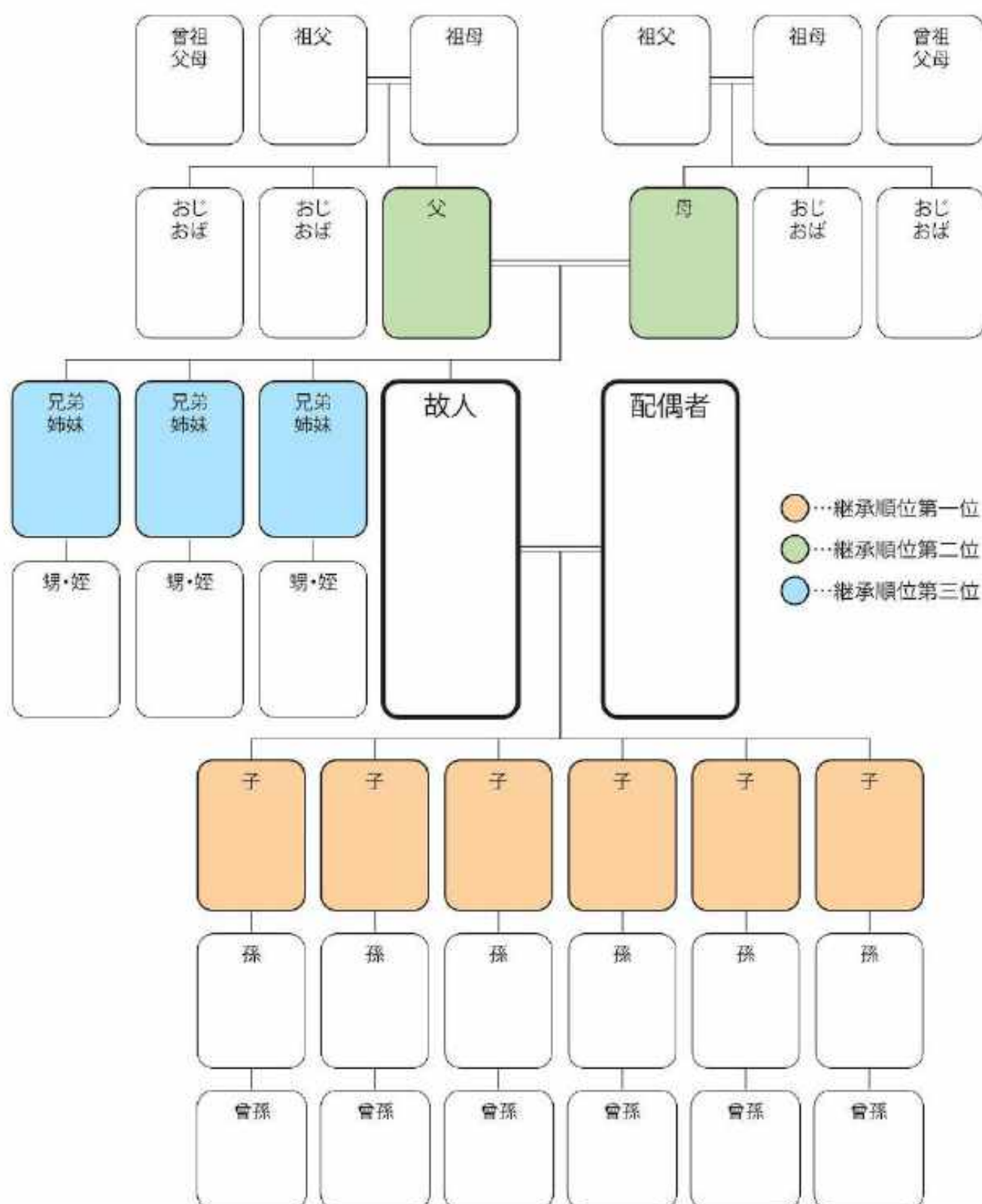
相続に関する手続きチェックリスト

☑	項 目	期 日	備 考
☐	遺言書の探索	速やかに	自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3か月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☑	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数
☐	相続登記の申請	3年以内	不動産の所有者が亡くなられ、土地や建物の名義を相続人に変更するには、法務局で相続登記の申請が必要です。 相続登記はその取得を知った日から3年以内の申請が義務化されています。正当な理由がなく、その申請を怠った時は、10万円以下の過料に処することとなります。問い合わせは不動産の所在地を管轄している法務局へお願いします。

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。



故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チャエツクリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

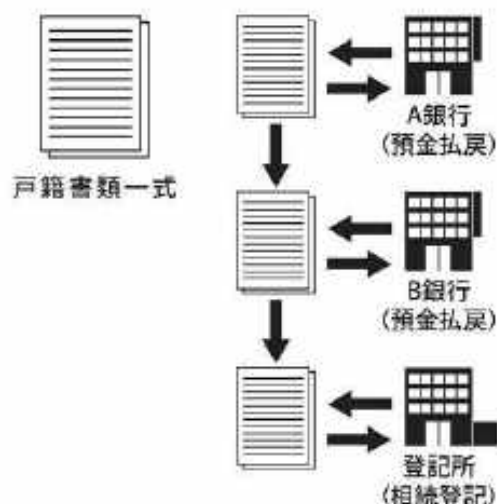
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

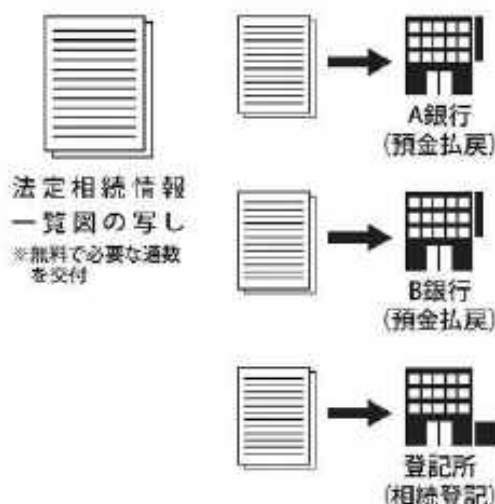
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご確認ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

検索

委任状

代理人

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____ - _____

(宛先)大野市長

※委任事項は、どなたの何の手続きを委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

おひとりさま・おふたりさまのための

身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし

子どもがいない

頼れる身内がいない

誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで
ワンストップでお手伝いします

元氣なうちに事前準備をしておかないと…

施設入居・入院

身元保証人がおらず
高齢者住宅や介護施設へ入居できない



病気・認知症

認知症になってしまった場合に、役所での手続きや
お金の管理を行ってくれる人がいない



葬儀・お墓

自分が希望する形の
葬儀や納骨・供養を行ってくれる人がいない



身元保証・生前準備パックならまとめてお手伝い

施設入居・入院

身元保証

介護施設や病院への入居・入院時に
身元保証人を引き受け

認知症

任意後見契約

認知症発症時に、支払や手続き・
契約行為を代行

葬儀・お墓

死後事務委任

葬儀や納骨・供養の希望を
聞いてご逝去後も確実に実行

お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた
生前準備パック

専門家・専門機関とともにオーダーメイドでご用意します!

ご案内・ご相談からご紹介まで完全無料!



0120-982-219

【受付時間】

9:00~17:30 (年中無休)
※年末年始を除く

※「身元保証・生前準備パック」ではお客様のご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。
専門事業者とのお契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。
※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お問合せ・
お申し込みフォーム
はこちら



発 行	大野市役所
編集／制作	株式会社鎌倉新書
発 行 年	2024 年 5 月